病院事業債 (議第12号) 1

議第12号

令和5年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

令和5年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,625,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算 | による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市 債」による。

令和5年2月16日提出

京都市長門川大作

第1表	歳入歳出予算
第1表	歳入歳出予算

歳 入

	款			項		金	額
1諸	収	入					1,145,000
			1貸付	金元利	収入		1,145,000
2市		債					480,000
			1市		債		480,000
	歳	入	合	計			1,625,000

歳出

款		項		金額
1 市立病院機構病院事業債 1 管理事業費				1,625,000
	1貸	付	金	480,000
	2公	債	費	1,145,000
歳出	合	計		1,625,000

第2表	市	債
	112	123

起債の目的	限	度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	480,000	発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行	証券発行(他の地方公共団体との共力の共力の共力の共力の共力の共力の対力をおり、) 又は消費よる。	8.0以内	起債の日から据置期内を含める30年以内に、元の利力に、元の力力はは、元の力力は、元の力力は、元の力力は、元の力力は、元の力力は、元の力力は、元の力力は、元の力力は、元の力力は、元の力力は、元の力力が、元の力力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力力が、元の力力力が、元の力力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力が、元の力力力が、元の力力力が、元の力力力力が、元の力力力力力が、元の力力力力力力力力力力